

【知的財産権部からのお知らせ】

1. 知財関連無料法律相談のご案内

中国ビジネスを展開する上で大きな障害となっているニセモノや特許権侵害問題、ノウハウ等の流出から現地での R&D 活動・技術ライセンス問題など、知的財産権問題を中心とした法律問題について日本語でご相談に応じます。

実施：ご相談に応じ、調整致します。(原則毎月2回、第2・第4水曜日、14:00~17:00の時間内にて原則1時間程度、先着順。)

場所：天達律師事務所内会議室

北京市朝陽区東三環北路8号 亮馬橋大厦写字楼2座19階

担当：天達律師事務所 張青華 弁護士

費用：無料

守秘義務：ご相談いただいた内容については、一切外部公表致しません。

相談をご希望の方は、必要事項を以下申込先までE-Mailにてお申し込みください。

<必要事項>

- ・相談希望日時
- ・相談内容(可能な範囲で詳細にご記入ください)
- ・相談者(企業名、氏名)
- ・相談者連絡先(電話、FAX、E-Mail)

<申込先>

JETRO 北京事務所知的財産権部

E-Mail: post@jetro-pkip.org

=====
【最新ニュース・クリッピング】

○ 法律・法規等

1. 国家版權局で改正著作権法第三稿を検討、間もなく国務院に提出(中国知識産権資訊網 2012年10月31日)
2. アモイ市「中小企業促進条例」、企業の特許出願を支援(国家知識産権網 2012年11月4日)

○ 中央政府の動き

1. 温家宝総理、イノベーション対話強化呼びかけ、ASEM 会合で(国家知識産権網 2012年11月8日)
2. SIPO 副局長：中国はヘーグ協定加盟を積極的に検討中(国家知識産権網 2012年11

月 15 日)

3. 中国とフィンランド、特許審査ハイウェイで協力覚書締結(国家知識産権網 2012 年 11 月 16 日)
4. 国家質検総局:1-9 月に総額 31 億元の模倣品を摘発(中国知識産権资讯网 2012 年 11 月 16 日)

○ 地方政府の動き

1. 安徽省知識産権局、企業連絡官 2033 人指定、協調強化目指し(国家知識産権網 2012 年 11 月 5 日)
2. 江蘇省、企業のソフトウェア正規版普及を推進、講座開催(中国知識産権资讯网 2012 年 11 月 2 日)
3. 江蘇省無錫市、国家意匠情報センターを設立(国家知識産権網 2012 年 11 月 7 日)
4. 北京市知識産権局と科学技術協会、戦略的協力協定を締結(国家知識産権網 2012 年 11 月 19 日)
5. 広東省で代理事務所と企業の「ドッキング」促進イベント開催(国家知識産権網 2012 年 11 月 19 日)
6. 海南省、知的財産権が「海洋強省」発展の新エンジン(国家知識産権網 2012 年 11 月 26 日)
7. 広州市知識産権局、オートバイ部品の模倣品を集中摘発(国家知識産権網 2012 年 11 月 26 日)

○ 統計関連

1. 特許の内国出願が増加傾向を維持、今年 1~9 月に(国家知識産権網 2012 年 11 月 5 日)
2. 農業植物新品種の出願件数が 1 万件突破、過去 5 年に 5610 件(中国保護知識産権網 2012 年 11 月 19 日)

○ その他知財関連

1. 知財でグレードアップ実現、華為、中興からみる知財優位企業の発展(国家知識産権網 2012 年 11 月 8 日)
2. 「専利分析実務ハンドブック」出版、国家知識産権局が編纂(国家知識産権網 2012 年 11 月 14 日)

=====

● ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 国家版權局で改正著作権法第三稿を検討、間もなく国務院に提出★★★

国家版權局は 10 月 30 日、「著作権法」改正活動指導グループの第 2 回会合を北京で開き、著作権法の第三回改正が始動して以来の活動状況を総括する上、間もなく国務院に提出する改正案第 3 稿について議論を交わした。

国家版權局の王自強・法規司長によると、改正案第 3 稿は▽現行著作権法の 6 章、61 箇条から 8 章、90 箇条に増加、▽各分野の権利内容が増加、▽許諾体制と取引方法が大きく変革、▽著作権保護のレベルが明らかに向上——などの大きな改正が行われた。

王司長はまた、著作権法改正活動が始まって以来の活動状況、成果、各界からの意見、議論の焦点などについて説明を行った。

中央宣伝部や全人代教科文衛委員会、國務院法制弁公室、最高裁、國務院新聞弁公室、文化部など部門の関係責任者が会議に出席し、それぞれ意見を述べた。国家版權局ではこれから、注目を集めていた課題と関連の議論の内容を改正案第3稿に反映したものを國務院に提出する予定だという。(中国知識産権資訊網 2012年10月31日)

★★★2. アモイ市「中小企業促進条例」、企業の特許出願を支援★★★

アモイ(廈門)市の第14回人民代表大会常務委員会の第5回会議でこのほど、「アモイ市経済特区中小企業促進条例」が採択された。

同「条例」は中小企業の経営環境の改善に着目して作成されたもので、中小企業の起業、融資、研修訓練を含めた各業務に対する指導、協調を行い、中小企業のモデル転換・アップグレードを促し、企業の経営管理レベルの向上、現代企業制度の整備ひいて企業の健全な発展を推し進めることを趣旨としている。

また、中小企業の特許出願に対し補助金などの支援を行い、特許権を以て担保融資を行う場合に利子補助を提供する規定も取り込まれている。特許管理当局には中小企業による特許出願への支援を強化し、特許検索などで便宜を図るよう求めている。(国家知識産権網 2012年11月4日)

○ 中央政府の動き

★★★1. 温家宝総理、イノベーション対話強化呼びかけ、ASEM 会合で★★★

ラオスの首都ビエンチャンで5日に開幕した第9回アジア欧州会議(ASEM)首脳会合に出席した國務院の温家宝総理は、アジアと欧州の国家はイノベーション政策分野の対話を強化し、科学技術分野の交流・協力を深める必要があるとし、イノベーションには国境がなく、技術貿易の障壁を取り除き、知的財産権の保護体制を整備しなければならないと指摘した。

温総理は基調演説「世界経済の安定成長促進の重任を共に担う」の中で、▽自由で開放的、公正な国際貿易は世界経済成長の重要な原動力▽マクロ経済政策の協調の強化は現在もなお重要な課題▽イノベーションを共に推進することは危機に打ち勝つための根本的手段▽整ったグローバル経済ガバナンスシステムは世界経済成長を制度面から保障——と提言した。

温総理は、世界が技術革命の前夜にある現在、アジアと欧州の各国は世界中の科学技術・産業革命の脈動を感じとり、イノベーション政策分野の対話を強化し、科学技術分野の交流・協力を深めていかなければならないと話し、清潔エネルギーや生態系保護、宇宙、バイオ、情報通信など分野に重点を置いて協力を推し進め、各国企業間の研究開発協力を奨励し、技術貿易障壁の取り除き、知的財産権保護体制の整備に努めていくようと呼びかけた。(国家知識産権網 2012年11月8日)

★★★2. SIPO 副局長：中国はヘーグ協定加盟を積極的に検討中★★★

国家知識産権局(SIPO)と世界知的所有権機関(WIPO)が共催する意匠保護と国際登録に関するシンポジウムは11月12日、広東省佛山市で行われた。SIPOの李玉光副局長とWIPOの王彬穎事務次長が開幕式に出席した。

李副局長は挨拶の中で、中国の意匠関連事業の現状を説明した。また、発展途上国である中国は近年、意匠分野で長足の発展を遂げており、WIPOの意匠の国際登録に関するへ

ーグ協定への加盟を積極的に検討しているところだと明らかにした。

シンポジウムは広東省知識産権局と佛山市順徳区人民政府が運営を担当した。SIPO やアジア太平洋地域の WIPO 加盟国の 13 カ国からの政府関係者、専門家と、国内 11 地域からの知的財産権管理当局、企業の代表あわせて 150 余名が参会し、ヘーグ協定、中国の意匠保護、途上国での意匠制度の活用などのテーマについて踏み込んだ意見交換を行った。(国家知識産権網 2012 年 11 月 15 日)

★★★3. 中国とフィンランド、特許審査ハイウェイで協力覚書締結★★★

中国国家知識産権局 (SIPO) の李玉光副局長は先日、上海でフィンランド特許庁の Rauni Hagman 長官と会談した。会談の後に双方が「中華人民共和国国家知識産権局とフィンランド特許庁の特許審査ハイウェイに関する了解覚書」に調印した。両庁は 2013 年 1 月 1 日より特許審査ハイウェイ (PPH) 試行を開始することで合意した。

双方は会談において、両庁の現状、要員研修、PPH、特許品質などについて意見を交わした。李副局長は双方の協力事業に満足を示し、PPH 試行でより多くのフィンランド企業が中国で特許出願を行うようになり、両国の経済・貿易分野における協力が一層推進されるだろうとの認識を示した。

Hagman 長官は、特許の品質向上に取り組んでいるフィンランド特許庁の経験を中国側と共有し、両国間の友好協力関係をさらに密にし、知的財産権分野での提携を強化するよう努めたいと表明した。(国家知識産権網 2012 年 11 月 16 日)

★★★4. 国家質検総局：1～9 月に総額 31 億元の模倣品を摘発★★★

国家質量監督検閲検疫総局 (国家質検総局) は知的財産権侵害と模倣品製造販売の取締りを強化する姿勢を堅持している。今年 1～9 月に全国の各質量監督局により摘発された、権利侵害と模倣品をめぐる違法事件が 5 万 4200 件で、このうち、731 件が公安機関に移送された。事件に係わった商品総額は 31 億 3900 万人民币に上っている。同総局の関係責任者が 12 日明らかにした。

同責任者によると、今年に全国の各質量監督局は権利侵害と模倣品製造販売への摘発を強化する姿勢を続けてきた。酒、農業資材、建築材料、自動車部品、化粧品などの分野に重点を置き、多くの重大事件を摘発した。法執行の担当官は「貴州マオタイ」商標の詐称事件で総額 700 万元のニセ酒を差し押さえたほか、偽の建築材料が対象の特別摘発行動で生産企業 1 万 2631 社を検査し、権利侵害事件 686 件、総額 1584 万元に上る模倣品を摘発した。また、ニセの化粧品を取り締まる特別活動で法執行担当官 1 万 2105 人が出動し、企業 988 社を検査し、1705 万元相当の模倣品を摘発した。(中国知識産権资讯网 2012 年 11 月 16 日)

○ 地方政府の動き

★★★1. 安徽省知識産権局、企業連絡官 2033 人指定、協調強化目指し★★★

安徽省知識産権局は企業のイノベーション促進、知的財産権の発展に着目し、省内における専利 (特許、実用新案、意匠を含む) 連絡官制度を導入している。このほど、第一陣の専利連絡官の選定と登録作業を終了した。企業 2000 余社からの 2033 人が安徽省初の専利連絡官に指定されている。

専利連絡官は企業の専利管理業務の協調を担当するほか、自社の新技術、新製品の研究開発に係わる情報の収集、専利出願、専利管理などを支援し、企業による専利の創造・運用・保護・管理能力の向上を促すのが主な職責となっている。

安徽省知識産権局は今年4月に連絡官の選定を始め、半年に渡って申請、推薦、審査の各手続きを終了した。同局は今後、専利連絡官に対する管理、研修、評価などを強化し、企業のイノベーション活動を促進する専利連絡官の役割を切実に果たせるよう取り組むことにしている。(国家知識産権網 2012年11月5日)

★★★2. 江蘇省、企業のソフトウェア正規版普及を推進、講座開催★★★

江蘇省はこのほど、2012年度の企業ソフトウェア正規版普及活動の第三回会議を南京で開催した。ソフトウェア資産管理分野の専門家を招いた、ソフトウェアの正規版化作業に関する講座が実施されたほか、企業によるソフトウェア正規版普及活動のロードマップが明らかにされた。

企業や著作権管理当局、著作権協会の関係者、ソフトウェア権利者など120余名が会議に出席した。会議では今年度のソフトウェア正規版化作業の進捗状況の報告、次段階の活動計画の説明などを行ったうえ、企業に対し正規版ソフトウェアを使用し、健全で規範化した市場環境の育成に尽力するよう呼びかけた。

ソフトウェア正規版普及の講座では企業の正規版化作業の主な内容、企業のソフトウェア資産管理、海賊版ソフトウェアによる情報セキュリティリスクなどが紹介され、南京市と周辺地域の企業65社の代表96名が参加した。

江蘇省は近年、ソフトウェア正規版化作業を高く重視し、啓蒙普及や研修、指導、法執行などを通じて、企業や市民の正規版ソフトウェアを使用する意識の向上に努めてきており、多くの成果を上げている。(中国知識産権資訊網 2012年11月2日)

★★★3. 江蘇省無錫市、国家意匠情報センターを設立★★★

国家知識産権局と無錫市の共同運営する無錫(国家)意匠情報センターは11月6日、江蘇省無錫市で銘板除幕式が開催された。国家知識産権局の田力普局長と江蘇省の何権副省長が式典に出席し、それぞれ演説を行った。

無錫(国家)意匠情報センターは意匠関連情報を専門的に扱う国内初の情報センターで、江蘇省を含めた華東地域のユーザーに高効率で全方位的、優良なサービスを提供することを目的としている。田力普局長は演説の中で、無錫市の工業設計パークに国の意匠情報センターを設立することは知的財産権戦略を徹底するための重要な施策の1つだと指摘し、無錫市の製造業で持つ優位性を十分発揮し、知的財産権の創造と地域の競争力向上を促し、知的財産権戦略の実施とイノベーション型国家の建設を推し進めてほしいと期待を語った。

無錫市は近年、工業デザイン産業の発展促進に注力している。国際工業デザイン博覧会の開催などを通じて、国内外で影響力を持つ工業デザイン分野の中心都市に成長している。今年5月に無錫市と国家知識産権局は意匠情報センターを共同建設することで合意し、戦略的枠組み協力協定を締結した。すでに560社以上の知的財産権サービス機構を抱えている江蘇省にとっては、「工業デザイン水準の向上と自主的イノベーション能力の強化を実現するためのチャンスだ」と何権副省長が強調した。(国家知識産権網 2012年11月7日)

★★★4. 北京市知識産権局と科学技術協会、戦略的協力協定を締結★★★

北京市知識産権局と北京市科学技術協会はこのほど、首都北京の知的財産権活動を共同で推し進めるための戦略的協力協定を締結した。双方はそれぞれの優位性を生かして情報交流、人材育成、知的財産権運用・保護など6分野での協力を強化し、北京市の知的財産

権戦略の徹底を共同促進することで合意した。

北京市知的財産権苦情通報サービスセンターで行われた調印式に市知識産権局の汪洪局長をはじめ、双方の関係責任者が出席した。汪局長は演説の中で、「連携、連盟、連動」の活動モデルで「共有、共存」の実現を目指す市知識産権局の方針を説明するうえ、今年に入って同局は市の発展改革委員会を含めた 20 数機関と協力関係を築き上げたことを説明した。

市科学技術協会との提携について、汪局長は今回の協力協定締結をきっかけに、イノベーションと知的財産権関連の各活動で手を携えて、中国特色ある国際都市とイノベーション型都市の建設にともに努めていくよう期待を示した。(国家知識産権網 2012 年 11 月 19 日)

★★★5. 広東省で代理事務所と企業の「ドッキング」促進イベント開催★★★

広東省清遠市でこのほど、「100 代理事務所、1000 企業、ドッキングプロジェクト」イベントが開催された。代理事務所と企業の協力関係を促進することが狙いで、広東省知識産権局と清遠市知識産権局が主催した。

「企業による知的財産権創造の方法・策略」と「企業による知的財産権保護・運用の策略」をテーマとした 2 つの講座のほか、専利代理人（弁理士）と企業関係者との対面交流、専利代理人による企業訪問などが含まれた。その豊富な内容と明確な主旨が評価され、専利代理機構と企業から熱い反響を呼んだ。

広東省の専利代理機構 12 社からの専利代理人 29 名と清遠市の企業 88 社からの関係者 120 余名が今回のイベントに参加した。(国家知識産権網 2012 年 11 月 19 日)

★★★6. 海南省、知的財産権が「海洋強省」発展の新エンジン★★★

海南省は知的財産権とイノベーションで「海洋強省」目標の実現を加速させる決定を打ち出し、未来に向けた海洋開発・利用戦略を展開していくことにしている。

19 日に行われた海南省政府第 84 回常務会議で、「中共海南省委員会、海南省人民政府の海洋強省建設加速に関する決定（送審稿）」の討論が行われた。海南省は、海洋科学技術イノベーションプラットフォームを構築し、海洋科学技術人材を招致・育成し、島使用の管理モデルで革新を果たし、法執行チームの構築と公共安全管理を強化し、科学技術向上と海洋の総合管理コントロール能力向上を目指していることが分かった。

同決定では、海南省がインフラ建設、産業構造の構築、海洋生態保護、海洋管理コントロール能力の向上、海洋文化建設などの多方面から海洋強省の建設を加速していくことが強調された。

「イノベーション能力の向上は、企業のモデルチェンジとその市場競争力を高めることを促進するだけではなく、海南地方の経済発展の切実な需要でもある」海南省知識産権局の責任者がこう語った。近年来、企業の知的財産権及びイノベーション力の強化により、海南省の特許出願は年平均 20%以上の伸び率を維持し、経済発展を支える力も次第に現れている。(国家知識産権網 2012 年 11 月 26 日)

★★★7. 広州市知識産権局、オートバイ部品の模倣品を集中摘発★★★

広州市知識産権局はこのほど、同市白雲区知識産権局や関連当局の協力を得て、3 つの法執行グループを出動し、白雲区にある 3 つの大型オートバイ部品卸売市場を対象に、模倣品の集中摘発を実施した。

模倣品販売に係わった 12 の店、3 つの倉庫から特許侵害製品 4 種類、2400 点が差し押

さえられた。このうち、見た目が真製品にそっくりだけでなく、特許権者の商標と特許番号までまねした模倣品もあった。また、一部の店では他人の特許権を繰り返し侵害していたことがわかった。

摘発された模倣品には主にオートバイ用のヘッドランプや方向指示器などが含まれた。(国家知識産権網 2012 年 11 月 26 日)

○ 統計関連

★★★1. 特許の内国出願が増加傾向を維持、今年 1~9 月に★★★

今年 1~9 月に国家知識産権局の受理した特許出願が 42 万 3000 件で、去年の同じ時期より 22.3%増えた。この中、内国出願が同 26.3%増の 33 万 6000 件で、全体の 79.4%を占めた。内国出願の比率は 2009 年のおよそ 2 倍となっており、国のイノベーション促進策が功を奏したと見られる。

特許出願の構成が変化しているのとともに、内国権利者の特許登録件数も速い伸び率で増加した。今年 1~9 月の特許登録件数が去年の同じ時期より 28.1%増の 16 万 4000 件だったが、この内、内国権利者の登録件数が 10 万 8000 件で 30.1%を増え、全体の伸び率を上回っている。

一方、1~9 月期の統計によると、特許など三種類権利の出願件数の伸びが減速していることがわかった。三種類合わせて 139 万 9000 件に達し、28.6%増えたが、去年の同じ時期に比べて伸び率が 10 ポイントも減少した。「いままで数を重視していた企業などが専利出願の質により注目するようになった現れだろう」と上海大学知識産権学院の陶シン良院長が知識産権報の取材を受ける際に指摘した。(国家知識産権網 2012 年 11 月 5 日)

★★★2. 農業植物新品種の出願件数が 1 万件突破、過去 5 年に 5610 件★★★

中国の農業植物新品種の出願件数が 11 月 2 日に 1 万件を突破し、「農業知的財産権戦略綱要」で提起された目標を 3 年前倒して実現した。年間出願件数では国際植物新品種保護同盟 (UPOV) の加盟国の中で 2 位入りした。11 月 15 日に行われた記念式で農業部が明らかにした。

中国は 1999 年に「中華人民共和国植物新品種保護条例」を發布し、UPOV に加盟してから、新品種保護分野で目覚ましい成果を遂げている。特に過去 5 年に新品種の出願件数が 5610 件に達し、総出願件数の 56%を占めるほか、登録件数が総登録件数 3880 件の 64%にあたる 2477 件に達した。また、国務院が「現代農作物種子業界の発展加速に関する意見」を發布して以来、企業による新品種保護の意識が著しく向上している。今年に国内企業の農業新品種出願はすでに 410 件に達し、研究機関の出願件数を上回った。

一方、出願が大幅に増加したものの、市場価値の高い品種の割合が低く、国際競争力の深刻な不足も指摘されている。また、日増しに増えている出願件数に対し審査能力が追い付かない課題も浮上している。農業部種子管理局の馬淑萍副局長によると、農業部では今後、関連制度の整備やイノベーションの奨励、権利侵害への処罰強化などの分野で引き続き力を入れ、種子業界の発展を強力に支援していく方針を固めたという。(中国保護知識産権網 2012 年 11 月 19 日)

○ その他知財関連

★★★1. 知財でグレードアップ実現、華為、中興からみる知財優位企業の発展★★★

過去 10 年間における中国経済の目覚ましい発展にともない、知的財産権を活用して発展モデルの転換、グレードアップを実現し、世界中の産業発展を牽引する重要な存在に成

長した国内企業2社があった。深セン市の華為と中興通迅だった。

2社は発展の道を歩む中、「知的財産権による創造力の優位性」という意志を終始貫き、海外進出を実現した国内通信産業の重要な一部となっている。

華為は毎年、売上総額の10%以上を研究開発に投入し、さらに研究開発費の10%以上を新技術の研究開発に充てている。2010年の研究開発費だけでも165億5600万人民元に達し、前年より24.1%増えた。このほか、イノベーション管理システムの整備を目指し、華為は知的財産権関連業務を担当する技術専門家など300余名を招聘しており、「科学研究成果奨励条例」、「専利奨励条例」など一連の奨励策を打ち出している。

中興通迅は近年、国際金融危機にも係わらず研究開発、イノベーションへの投入拡大を続けてきており、過去3年間の研究開発費が200億人民元を上回っている。また、中興通迅ではおよそ200人からなる知的財産権活動チームを抱えており、イノベーションの成果を守るための専利出願制度、専利資産評価制度、専利資産運営制度、及び知的財産権リスク評価制度なども整備されている。(国家知識産権網 2012年11月8日)

★★★2. 「専利分析実務ハンドブック」出版、国家知識産権局が編纂★★★

国家知識産権局が編纂した「専利分析実務ハンドブック」はこのほど、正式に出版された。国家知識産権局の楊鉄軍副局長が序文を書いた。「ハンドブック」は国内ユーザーの専利分析の能力向上が狙いで、国家知識産権局の専利(特許、実用新案、意匠を含む)分析分野の啓蒙普及活動を総括する上、専利情報分析の内容、方法などを説明した。

国家知識産権局は2010年から専利分析に関する啓蒙普及活動を展開し始めた。昨年末までに異なる業界を対象とした16の専利分析研究レポートを発表し、6つの「産業専利分析報告」を出版した。今までの実務で、担当の課題チームが多くの経験と新しい研究方法を積み上げた。今回出版された「ハンドブック」では、これらの経験や方法を踏まえた専利分析実務のフローや分析体系、実例などが詳細に紹介されている。

「国内の企業や研究機構、専利情報サービス機構が専利分析を進める際の計画の立て方、目標の確立、フローの規範化に科学的な指導を与えるものであろう」と関係者が評価している。(国家知識産権網 2012年11月14日)

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京事務所知的財産権部

北京市建国門外大街甲26号長富宮弁公楼7003 郵編100022

TEL: +86-10-6528-2781, FAX: +86-10-6528-2782

E-mail: post@jetro-pkip.org

発行: JETRO 北京事務所知的財産権部

※国家知識産権網に掲載された記事を翻訳し本メールマガジンで送信することに関して、著作権者である国家知識産権局(SIPO)より許諾を得ております。

※本メールマガジンの新規配信・配信停止につきましては、お手数ですが以下にアクセス

して、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。
新規配信・配信停止 <http://www.jetro.go.jp/mail/>

=====
Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved